平成28年2月1日(月)から

宮崎市内のバスレーン規制が遅むります

~渋滞緩和、CO2排出量削減のため、公共交通機関を利用しましょう!~

≈變更內容 ≈

① バス専用レーン規制区間の短縮(右図を参照)

江平五差路から 宮交シティ前まで



江平五差路から中村交差点まで

- ※ 上下線とも、第1車線(一番左側の車線)がバスレーンとなります。
- ② 橘橋上(国道220号)のバスレーン規制変更

「バス優先レーン」

③ バス専用レーン規制時間の変更

07:00~09:00

(2時間) 17:00~19:00

07:30~08:30

17:30~18:30

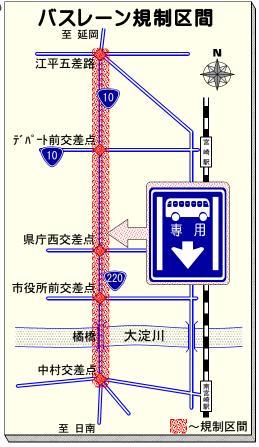
④ バス専用レーン規制が行われる曜日の変更

平日、土曜日(日曜、休日を除く)



平日のみ(月~金)

(土曜、日曜、休日を除く)



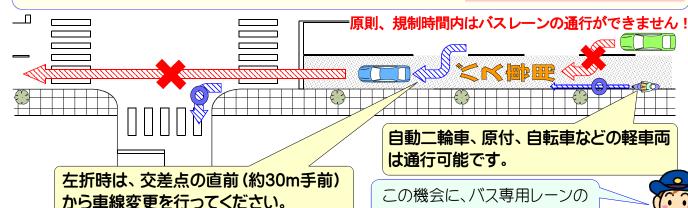
○ バス専用レーンの通行方法

バス専用レーンが設けられている場合、道路標識等によって指定されているバス以外の車両は、 その専用通行帯を通行してはならない。(道路交通法第20条第2項)

ただし、例外的に通行可能となる場合(車両)は以下のとおり。

- 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車などの軽車両
- 直近の交差点を左折する場合
- 道路の状況その他の事情でやむを得ない場合

罰 則 5万円以下の罰金(過失同じ) 違反点 1点(通行帯違反) 反則金 大型7千円 普通6千円 ✓



問い合わせ先

宮崎県警察本部(0985-31-0110) 交通部交通規制課 宮崎北警察署交通課(0985-27-0110) 宮崎南警察署交通課(0985-50-0110)

通行方法をおさらいしましょう